令和８年度 高等部 特別活動 消費者教育出前講座

令和８年１０月２３日

高等部では、消費者トラブルについて知り、トラブルに遭わない方法やトラブルに遭ったときの対処法を自分の生活と関連付けながら考えることを目指し、特別活動の時間に横手市内の法律事務所から弁護士の方に来ていただいて、契約の基本や契約トラブルに遭わないための注意点について学びました。

契約の基本については、契約が成立するのはいつか、具体的な買い物の場面を通して教えていただきました。また、契約トラブルについては、スマートフォンをクリックしてしまうことで、巻き込まれてしまう事例を紹介してもらいました。生徒からは「契約はお互いの合意があると成立することが分かった」「トラブルに巻き込まれそうになったら、身近な人に相談したい」などの感想が聞かれました。

今回の出前講座は、高等部生徒にとって自分の生活を振り返る貴重な機会となりました。

① 契約の基本についての講話



②契約トラブルについて学びました



③感想発表

